

美容など、契約前に熟考

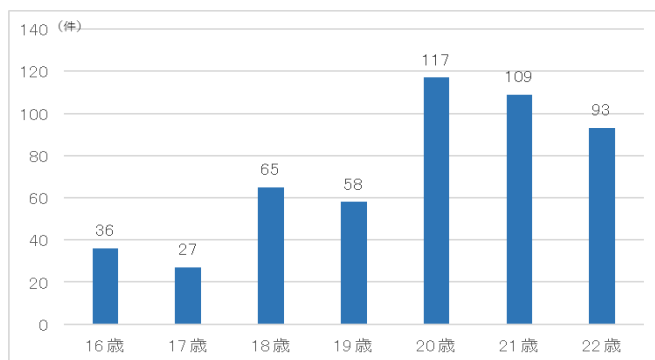
2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。当センターにも、若者から次のような相談が寄せられています。

▼脱毛キャンペーンにひかれカウンセリングに行くと、全身脱毛と美顔器を勧められた。断れず契約してしまったが、クーリングオフしたい。(18歳・女性)

▼副業サイトのSNS(交流サイト)に登録したところ、マニュアル説明のために高額なサポート契約を勧誘された。画面共有アプリを使用しながら、指示されるがまま消費者金融で借り入れを行い、相手方の銀行口座に振り込んだ。(22歳・男性)

最近の若者のトラブルの特徴は、美容に関することやもうけ話に関するものが多くみられますが、成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、契約内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまうことがあります。

未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は原則取り消すことができますが、成人になると簡単に契約は取り消せません。トラブルを避けるためには、契約前によく考え、家族や友人などに相談しましょう。また「お金がない」と断ると、消費者金融での借り入れを勧める業者もいます。「契約しない」ときっぱり断りましょう。契約後でも困ったときは、自分で抱え込まず、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



県内の消費生活相談窓口寄せられた16歳～22歳の若者に関連する相談件数(R4年度)

※R4年度全体：12,569件

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。